

水質基準に関する厚生労働省令で定める表

	水質検査項目	毎日実施	概ね月1回実施		概ね3ヶ月1回実施		項目の省略の可否	
			1回/月	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	1回/年		1回/3ヶ月
	色、濁り及び消毒の残留効果	○					不可	
1	一般細菌		○				不可	
2	大腸菌		○				不可	
3	カドミウム及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
4	水銀及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
5	セレン及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
6	鉛及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注5)
7	ヒ素及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
8	六価クロム化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注5)
9	亜硝酸態窒素				△(注3)	→1/5>	→1/10>	不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン				○			不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				△(注3)	→1/5>	→1/10>	不可
12	フッ素及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
13	砒素及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
14	四塩化炭素				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注6)
15	1,4-ジオキサン				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注6)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注6)
17	ジクロロメタン				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注6)
18	テトラクロロエチレン				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注6)
19	トリクロロエチレン				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注6)
20	ベンゼン				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注6)
21	塩素酸				○			不可
22	クロロ酢酸				○			不可
23	クロロホルム				○			不可
24	ジクロロ酢酸				○			不可
25	ジブromokロロメタン				○			不可
26	臭素酸				○			次亜不可(注7)
27	総トリハロメタン				○			不可
28	トリクロロ酢酸				○			不可
29	ブromokロロメタン				○			不可
30	ブromokロロホルム				○			不可
31	ホルムアルデヒド				○			不可
32	亜鉛及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注5)
33	アルミニウム及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注5)
34	鉄及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注5)
35	銅及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注5)
36	ナトリウム及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
37	マンガン及びその化合物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
38	塩化物イオン		△(注1)	→連続				不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
40	蒸発残留物				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
41	陰イオン界面活性剤				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
42	ジェオスミン(オクタヒドロジメチルナフタレンオール)		△(注2)					可(注8)
43	2-メチルイソボルネオール(テトラメチルピシクロヘプタンオール)		△(注2)					可(注8)
44	非イオン界面活性剤				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
45	フェノール類				△(注3)	→1/5>	→1/10>	可(注4)
46	有機物(全有機炭素の量)		△(注1)	→連続				不可
47	pH値		△(注1)	→連続				不可
48	味		△(注1)	→連続				不可
49	臭気		△(注1)	→連続				不可
50	色度		△(注1)	→連続				不可
51	濁度		△(注1)	→連続				不可

(○:検査回数を減らすことができない項目、△:検査回数を条件により減らすことができる項目)

注1 自動連続測定・記録をしている場合は、概ね3ヶ月に1回以上とすることが可能。

注2 藻類の発生が少なく、検査をする必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

注3 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注4 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないと認められる場合、省略可能。

注5 注4の状況に加えて、薬品及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないと認められる場合、省略可能。

注6 井戸の場合は、注4の状況に近傍地域の地下水の状況を加えて勘案し、検査を行う必要がないと認められる場合、省略可能。

注7 注4と同様であるが、浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は、省略不可。

注8 注4と同様であるが、湖沼等の停滞水を水源とする場合は、当該物質を産出する藻類の発生状況を含んで勘案し、検査を行う必要がないと認められる場合、省略可能。